

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年4月28日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	鏡原慎一郎
同	城本宏

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和7年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
総務課	令和8年2月6日
東部教育事務所	令和8年1月23日
西部教育事務所	令和8年3月25日
教育センター	〃
義務教育課（教育情報化推進室）	令和8年2月6日
高校教育課	〃
高松北中学校	令和8年3月25日
小豆島中央高等学校	令和8年1月22日
三本松高等学校	令和8年3月25日
石田高等学校	令和8年1月21日
志度高等学校	令和8年3月25日
津田高等学校	〃
三木高等学校	〃
高松高等学校	〃
高松工芸高等学校	令和8年1月23日
高松商業高等学校	令和8年3月25日
高松東高等学校	令和8年1月21日
高松南高等学校	令和8年3月25日
高松西高等学校	〃
高松北高等学校	〃
香川中央高等学校	令和8年1月30日
高松桜井高等学校	令和8年3月25日
農業経営高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
坂出高等学校	〃

坂出工業高等学校	〃
丸亀高等学校	〃
飯山高等学校	〃
丸亀城西高等学校	令和8年1月27日
善通寺第一高等学校	令和8年3月25日
琴平高等学校	令和8年1月28日
多度津高等学校	令和8年3月25日
笠田高等学校	令和8年1月20日
高瀬高等学校	令和8年3月25日
観音寺第一高等学校	〃
観音寺総合高等学校	〃
特別支援教育課	令和8年2月6日
小豆島みんなの支援学校	令和8年3月25日
香川東部支援学校	〃
視覚支援学校	〃
聴覚支援学校	令和8年1月29日
香川中部支援学校	令和8年3月25日
高松支援学校	〃
香川丸亀支援学校	〃
善通寺支援学校	令和8年1月28日
香川西部支援学校	令和8年3月25日
保健体育課（県立アリーナ管理運営室）	令和8年2月10日
生涯学習・文化財課（全国高校総合文化祭推進室）	〃
図書館	令和8年1月29日
屋島少年自然の家	令和8年3月25日
五色台少年自然センター	〃
埋蔵文化財センター	令和8年1月27日
人権・同和教育課	令和8年2月10日
健康福利課	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 重要物品の売却について、代金を収納する前に、当該重要物品を売却先に引き渡していた。(保健体育課（県立アリーナ管理運営室）)

(イ) 現金受払簿について、2日分の受入れを一括して登記しているものがあつた。(三木高等学校)

イ 物品・財産について

(ア) 県有自動車3台について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める6ヶ月法定点検を実施していなかった。（石田高等学校）

(イ) 令和5年度に同様の指導をしていたにもかかわらず、空調機器整備工事に係る登録ができていないものがあった。（保健体育課（県立アリーナ管理運営室））

(3) 検討指示事項

該当事項なし